

軽自動車検査協会  
平成20年4月16日

### 軽自動車検査情報提供業務取扱規程に基づく情報提供機関の承認について

昨年11月に施行された改正道路運送車両法に基づき自動車の登録情報が電子的に提供されることとなったことを受け、軽自動車の検査情報についても承認情報提供機関を通じ電子的提供を行うこととしました。

本制度の運用開始にあたり、軽自動車検査協会の承認を受ける必要がある承認情報提供機関として、社団法人全国軽自動車協会連合会より承認申請があり、4月16日に承認したので、下記のとおり公表します。

### 記

1. 承認年月日及び承認番号  
平成20年4月16日                      20軽検業第105号
2. 氏名又は名称、代表者氏名及び住所  
社団法人全国軽自動車協会連合会    会長    村田浩平  
東京都港区芝大門1丁目1番30号
3. 情報提供業務を行う事業場の名称及び所在地  
社団法人全国軽自動車協会連合会  
東京都港区芝大門1丁目1番30号
4. 情報提供業務の開始の日  
平成20年4月24日
5. 自動公衆通信において送信元である承認情報提供機関を識別するための文字、番号、記号その他の符号  
<http://www.zenkeijikyo.or.jp/teikyo/>